

歯科点数表の解釈（平成 24 年 4 月版） 追補及び正誤

（平成 25 年 2 月 26 日・社会保険研究所）

以下の省令・告示・通知等により、本書の内容に訂正が生じたので、ここに追補します。

- ・平成 24 年度診療報酬改訂関連通知の一部訂正について（平成 24 年 9 月 21 日 医療課事務連絡）
- ・疑義解釈資料の送付について（その 10）（平成 24 年 11 月 1 日 医療課事務連絡）
- ・療担規則及び葉担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件（平成 24 年 11 月 22 日 厚生労働省告示第 569 号）
- ・療担規則及び葉担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件（平成 24 年 11 月 30 日 厚生労働省告示第 578 号）
- ・療担規則及び葉担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件（平成 24 年 12 月 14 日 厚生労働省告示第 586 号）
- ・特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（平成 24 年 12 月 28 日厚生労働省告示第 601 号）
- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成 24 年 12 月 28 日保医発 1228 第 1 号）
- ・地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成 25 年 1 月 18 日厚生労働省令第 4 号）

| 頁 | 箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|-----|----------|--|--|
| 400 | 上から4行目後 | ※以下の疑義解釈を加える | <p>(問) 平成24年3月30日付け事務連絡の問6において、周術期口腔機能管理を必要とする患者でう蝕や歯周病等がない場合等については、当面は「術後合併症」という傷病名を用いて算定して差し支えないとのことであるが、当該病名以外でどのようなものが考えられるか。 (平24. 11. 1「歯科」問1)</p> <p>(答) 当面は「周術期口腔機能管理中」で算定して差し支えない。</p> |
| 421 | 上から17行目後 | ※見出しとして「M000-2 クラウンブリッジ維持管理料」をたて、以下の疑義解釈を加える | <p>(問) 東日本大震災に伴う診療報酬等の特例措置において、クラウンブリッジ維持管理料に関しては、歯科補綴物やブリッジの装着日が震災によって診療録が紛失したため、不明になった場合に装着日から2年経ったものと取り扱うことができるとされている。「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療の取扱いの期間等について」（平成24年9月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において「診療報酬等の取扱いは、原則として、平成24年9月30日時点で利用している保険医療機関についてのみ、平成25年3月31日までの取扱いとする。」とされたところだが、クラウンブリッジ維持管理料に関する特例措置については、平成24年9月30日時点で利用している保険医療機関以外において、新たに利用される可能性もある。その場合は特例措置が利用できないことになるのか。 (平24. 11. 1「歯科」問2)</p> <p>(答) クラウンブリッジ維持管理料に関する特例措置については、平成24年9月30日時点で利用している保険医療機関以外において、新たに利用された場合でも、当該措置を利用することができる。</p> |
| 467 | 上から3行目 | (最終改正；平24. 3. 5 厚生労働省告示第80号) | (最終改正；平24. 12. 28 厚生労働省告示第601号) |
| 468 | 下から8行目 | イ 多孔体 1 mL当たり14,700円 | イ 多孔体 i 一般型 1 mL当たり14,900円 ii 蛋白質配合型 1 mL当たり14,900円 |

| | | | |
|-----|------------------|--|---|
| 472 | 上から2 行目後 | ※以下の最終改正を加える (最終改正; 平24. 12. 28 保医発1228第1) | |
| 477 | 下から 18行目 | (6) 汎用型・吸収型・多孔体 | (6) 汎用型・吸収型・多孔体・一般型 |
| | 下から 18行目 後 | ※以下の特定保険医療材料を加える 【告示名】 (6-2) 汎用型・吸収型・多孔体・蛋白質配合型 | 【略称】 人工骨・AB-06-2 |
| 563 | 上から4 行目 | (最終改正; 平24. 5. 29 厚生労働省告示368) | (最終改正; 平24. 12. 14 厚生労働省告示586) |
| 566 | 上から 16行目 | 平成25年4月1日以降においては別表第2(編注; 略)に記載されている医薬品を除く。)並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品, 焼セッコウ及び別表第3(編注; 略)に記載されている医薬品 | 平成25年4月1日以降においては別表第2(編注; 略)に記載されている医薬品を, 同年10月1日以降においては別表第4(編注; 略)に記載されている医薬品を, 平成26年4月1日以降においては別表第6(編注; 略)に記載されている医薬品を除く。)並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品, 焼セッコウ及び別表第3(編注; 略)に記載されている医薬品(平成25年4月1日以降においては, 別表第5(編注; 略)に記載されている医薬品を除く。) |
| 567 | 上から 23行目 | サムチレール内用懸濁液15パーセント(後天性免疫不全症候群に罹患している患者に投与するものに限る。)及びエジェラント錠25mg | サムチレール内用懸濁液15パーセント(後天性免疫不全症候群に罹患している患者に投与するものに限る。), エジェラント錠25mg, アイミクス配合錠HD及びアイミクス配合錠LD |
| 667 | 下から 12行目 後 | ※以下の項目を加え, 13~16項を14~17項に繰り下げる。 13 医療区分2に定める「褥瘡に対する治療を実施している状態」については, 入院又は転院時既に発生していた褥瘡に限り, 治癒又は軽快後も30日間に限り, 引き続き医療区分2として取り扱うことができる。ただし, 当該取り扱いを行う場合においては, 入院している患者に係る褥瘡の発生割合について, 患者又は家族の求めに応じて説明を行うこと。なお, 褥瘡の発生割合とは, 有床診療所療養病床入院基本料を算定する全入院患者数に占める褥瘡患者数(入院又は転院時既に発生していた褥瘡患者を除く。)の割合である。 | |
| 857 | 上から 22行目 | ※平成25年1月18日厚生労働省令第4号により, 平成25年4月1日から以下の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。 二 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第58条第1項の自立支援医療費, 同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の支給 | |

●正誤

本書及び平成 24 年 9 月 21 日発出の追補及び正誤において、以下の改正が反映されていなかったため、お詫びし正誤します。

| 頁 | 箇所 | 誤 | 正 |
|-----|---------|---|--|
| 570 | 下から5行目 | (2) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、 <u>調整係数及び機能評価係数(平成 24 年厚生労働省告示第 139 号)別表の左欄に掲げる病院であること</u> | (2) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、 <u>基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数 I 及び機能評価係数 II(平成 24 年厚生労働省告示第 165 号)別表第一から第三までの病院の欄に掲げる病院であること</u> |
| 853 | 上から5行目 | (最終改正;平 24. 3. 16 老高発 0316 第 1・老振発 0316 第 1・老老発 0316 第 5) | (最終改正;平 24. 4. 27 老介発 0427 第 1・老高発 0427 第 1・老振発 0427 第 1・老老発 0427 第 1) |
| | 上から13行目 | イ <u>短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス(宿泊サービスに限る。)、介護予防短期入所生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、介護予防認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている複数の利用者</u> | イ 小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス(宿泊サービスに限る。)、介護予防小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、介護予防認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている複数の利用者 |
| 857 | 上から4行目 | (最終改正;平 24. 1. 13 厚生労働省令第 2 号) | (最終改正;平 24. 3. 28 厚生労働省令第 40 号) |
| | 上から20行目 | 一 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 20 条第 2 項の医療に係る療育の給付又は同法第 24 条の 20 第 1 項(同法第 63 条の 3 の 2 第 3 項において適用する場合を含む。)の <u>障害児施設医療費</u> の支給 | 一 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 20 条第 2 項の医療に係る療育の給付又は同法第 21 条の 5 の 28 第 1 項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第 24 条の 20 第 1 項(同法第 24 条の 24 第 2 項において適用する場合を含む。)の <u>障害児入所医療費</u> の支給 |